森の里三丁目建築協定及びまちづくり協定に関わる

計画同意申請書作成の説明書

森の里三丁目建築協定運営委員会

本説明書は、森の里三丁目建築協定運営委員会（以下「委員会」という）に提出する計画同意申請書の作成要領を具体的に示したものです。申請者におかれましては、以下の要領で作成していただき、森の里三丁目建築協定及びまちづくり協定（以下「協定」という）の円滑な運営にご協力をお願いいたします。

１．申請書類

（１）申請書第１号様式

　　所定の欄に記入していただき、署名捺印の上、添付図面を添えて２部提出してください。委員会の審査にて問題なければ同意捺印後に、１部は申請者に返却いたします。もう１部は委員会に保管させていただきます。

（２）添付図面

　　添付図面は現状変更しようとする内容に応じて、現況図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、外構図（植栽計画含む）、敷地及び床面積の求積図が必要です。また、委員会が必要と認めた図面があれば通知いたします。添付図面には設計者及び代理者の捺印の上、寸法などの一般記載事項ともに、協定内容を審査するに必要な事項を記載してください。

（例）：現況図には前面道路と地盤のレベル及び外構、配置図には敷地境界からの外壁面からの後退距離、立面図には屋根と外壁の色彩、外構図には地盤計画レベルとフェンス等の姿図・高さ・色彩及び植栽計画など、現状変更しようとする内容を記載してください。

（３）申請書用紙の保管場所

　　森の里三丁目自治会館の玄関脇壁付ポスト内

２．申請書提出先

　委員会委員長宅

）

３．その他

協定者が区域内で建築物の新築、増改築や工作物の築造、垣根、柵の変更、外壁・工作物の色彩変更など現状変更しようとする場合は、計画同意申請書に図面を添付して提出し、委員会の同意が必要です。

なお、委員会の委員はボランティアで活動していますので、時間的に限りがあります。完成度の高い申請書・図面の提出と早めの申請をお願いします。審査期間は申請内容に問題のない状態で約２週間を予定してください。

　　　　　　　　第１号様式

森の里三丁目建築協定及びまちづくり協定に関わる計画同意申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　年　　月　　日

　　森の里三丁目建築協定

　　　殿

申請者　住所

　　　　氏名　　 　㊞

電話

代理人　住所

　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　 　 ㊞

電話

　建築協定第１０条及びまちづくり協定第１１条に基づき、次のとおり届け出ますので

同意をお願いします。

　なお、申請内容に疑義が生じた場合（現場施工と相違が生じた場合等）は、運営委員が敷地内に立ち入ることに同意し、誠意をもって対応します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 森の里三丁目　　　番　　　号 | | | | |
|  | | 年　　　月　　　日 | | | | |
|  | |  | 届出以外の部分(既存) | | 合　計 | 建ぺい率 |
| 面 | 敷地面積 |  |  | |  | ％ |
| 積 | 建築面積 |  |  | |  | 容積率 |
|  | 延べ面積 |  |  | |  | ％ |
| 建 | 建築物等の | □戸建住宅Ａ地区 | | □専用住宅　□工作物 | | |
| 築 | 用途 | □中層住宅Ｂ地区 | | □専用住宅　□工作物　□付属建築物 | | |
| 物  等 |  | 地上　　階　　、　地下　　階 | | | | |
|  | ｍ | | | | |
| の | 外壁又は柱 |  | | | | |
| 概 | の後退距離 | ｍ | | | | |
| 要 |  | （マンセル値等） | | | | |
| 付 |  | □変更なし　　□設置なし  □変更あり　　□新設　　　→　　（□屋根　　　　□外壁　　　　□台数　　　） | | | | |
| 属 |  | □変更なし　　□設置なし  □変更あり　　□新設　　　→　　（床面積　　　㎡　軒の高さ　　 　ｍ　） | | | | |
| 物 |  | □変更な　　 □設置なし  □変更あり　　□新設　　　→　　（規模等　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | |
| 等 | 垣根、柵 | □変更なし □設置なし ※フェンス高さは基礎含め１．２ｍ以下  □変更あり　　□新設　　　→　　（**□**透視(50％以上)可能なフェンス　　　**□**生け垣 ） | | | | |
| の | 植樹帯（擁壁外縁） | □変更なし □変更あり（内容　　　　　　　　　　　） | | | | |
| 概 | ｼﾝﾎﾞﾙﾂﾘｰ | □変更なし □変更あり（内容　　　　　　　　　　　） | | | | |
| 要 | 擁壁等の工作物 | □変更なし □変更あり（内容　　　　　　　　　　　） | | | | |
|  | アンテナ類 | □なし 　　 □あり　　（内容　　　　　　　　　　　） | | | | |
| 広告物 | □面積1㎡以内の広告　 （内容　　　　　　　　　　　） | | | | |
| 同　意　書 | | 建築協定第９条及びまちづくり協定第８条の基準に | | | | |
| （No 　） | | 適合することを認めます。 | | | | |
|  | | 年　　月　　日 | | | | |
|  | | 建築協定運営委員長 岩 本　邦 夫 ㊞ | | | | |

添付図面：現況図、配置図、平面図、立面図、断面図、外構及び植栽、その他

※申請書及び添付図面は２部提出して下さい

**※　協定区域内で建築物の新築、増改築や工作物の建造（ＢＳアンテナ）、垣根、柵の変更や外壁の色彩変更など現状を変更しようとする場合は事前に計画同意申請書（１号様式）を提出し、委員会の同意を得て下さい。**

**協定の概要、建築協定区域図及び計画同意申請書は自治会館のポストに常置してあります。**

森の里三丁目建築協定等の概要 (1999.1.6認可)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　建築協定運営委員会

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | | 建築協定 | まちづくり協定 |
| 制限の内容 | | 戸建住宅A / 中層住宅B |  |
| １　建築物の用途 | | 専用住宅 / 共同住宅 |  |
| ２　建築物の敷地 | |  |  |
|  | (１）敷地面積 | 分割禁止 | － |
|  | (２）敷地の地盤高の変更 | 禁　　止 | － |
|  | (３）法面及び擁壁の形態・形状の変更 | 原則禁止 | 架台を設けての人工地盤の禁止 |
| ３　建築物の位置(物置等で５㎡以下は除く） | |  |  |
|  | (１）外壁もしくは、これに代わる柱の面から | 2階以下は1m以上､ |  |
|  | 道路及び敷地境界線までの距離 | 3階以上は2m以上離す |  |
| ４　建築物の形態等 | |  |  |
|  | (１）建物の高さ | 10m以下 / 16m以下 | 工作物の高さ10m以下 |
|  | (２）建ぺい率(建築面積÷敷地面積) 最高限度 | 50％以下 | － |
|  | 容積率　(延べ面積÷敷地面積) 最高限度 | 80％以下 / 150％以下 | － |
|  | (３)屋外へのテレビ及びＦＭアンテナの設置 | 禁　止（注１） | － |
|  | (４）建物の屋根及び外壁の色彩  （※市景観ガイドラインの新市街地） | 極端な原色を避け周辺と調和 | 工作物の色彩も左に同じ |
| ５　敷地の囲いの構造 | | ･生け垣又は　高さ1.2m以下の  　透視可能なﾌｪﾝｽ（併用可) |  |
|  | | ※ 高さは、基礎ブロック１段＋製品高さ。透視可能とは透視率５０％以上とする |  |
| ６　敷地の緑化 (擁壁と道路境界間含む) | | ･敷地内の環境に応じた植樹 |  |
|  | | ･桝へのｼﾝﾎﾞﾙﾂﾘｰ植樹  （中木の植樹） |  |
|  | | ･敷地内の樹木の維持管理 |  |
| ７　広告物及び自動販売機の設置制限 | | 広告物の禁止  （注２） | 自販機の禁止 |
| ８　動物の飼育に関する規範 | | － | 放し飼いの禁止､排泄物処理 |

（注１）屋外へのアンテナ設置は禁止です。ただし、衛星放送受信用のパラボラアンテナについては運営委員会の同意を得て設置を認めています。

（注２）面積１㎡以内の広告物設置は運営員会の同意が必要です。